

千葉県流山区画整理事務所飲料用自動販売機設置事業者募集要項

千葉県流山区画整理事務所では、庁舎内に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項を御承知の上、お申込みください。

1 公募施設

(1) 名称

千葉県流山区画整理事務所 1 階

(2) 所在地

流山市南流山 1 - 1 3

2 公募物件

物件番号	地域要件	設置場所	台数	幅・奥行・高さ (c m)	販売品目	最低納付金額 (年額税抜き)
1	①	1 階 (道路側)	1 台	140×110×200 以内	清涼飲料水 (缶・ ペットボトル等)	22,000 円

※ 自販機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場所もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください（場所によりサイズが異なりますので注意してください。）。

3 県へ納入する行政財産使用料及び納付金

(1) 設置事業者は、県が条例で定める行政財産使用料（自販機 1 台につき年額 8,800 円）を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額（納付金提案書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する金額）を加算した納付金を県へ納入していただきます。

(2) 流山区画整理事務所長が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。

4 使用許可期間

(1) 使用許可の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとします。

ただし、流山区画整理事務所長が更新することが適当と判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、令和 7 年 4 月 1 日から最長 4 年を限度に使用許可を更新することができます。

なお、法令や条例の改正等に伴い変更が必要となる事項が生じたとき流山区画整理事務所長が判断する場合は、当初設定した公募条件を変更することがあります。

(2) 使用許可を継続することが適当でないとき認めるときは、許可を取り消すことがあります。

5 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす、法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 1

1 条に規定する準禁治産者

- ③ 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 応募の日から決定の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている者
 - ⑧ 応募の日から決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者又は、次のいずれかに該当する者であっても、その事実があつた後 3 年を経過した者であること。
- ① 千葉県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 千葉県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が千葉県と契約を締結すること又は千葉県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により千葉県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて千葉県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後 3 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 千葉県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 次の地域要件に該当すること。
- 地域要件① 千葉県内に本店又は支店・営業所があること。
 - 地域要件② ~~東葛飾地域振興事務所管内の市町村内において、個人の場合は事業を営んでいること、法人の場合は本店があること。~~
- ~~※ 地域要件①に該当する事業者は、地域要件①を設定する物件のみ応募可能とする。また、地域要件②に該当する事業者は、地域要件①及び②を設定するいずれの物件にも応募可能とする。~~

6 設置条件

- (1) 自販機本体

- ① 酒類及びその類似品を除くこと。
- ② デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
- ③ 省エネタイプのノンフロン対応機種であること。
- ④ タイマーによる電気調整等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自販機の照明を消灯することができる機種であること。
- ⑤ 上記 2 で定めたサイズ以内の機種であること。
- ⑥ 物件番号①に設置する自販機はユニバーサルデザイン仕様の機種であること。

(2) 転倒防止対策

自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所ごとに、1 個以上の空き容器分別回収ボックス（ペットボトルキャップ用も別途設置すること。）を設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収・処分すること。

7 質問書及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 6 年 2 月 1 日（木）から 2 月 29 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとします。
- (2) 受付方法 質問書（別記様式第 5 号）に記入の上、**ファクシミリ又は電子メール**で提出してください（質問書が届いたか、電話で確認してください）。
千葉県流山区画整理事務所管理移転課
TEL 04-7150-4505
FAX 04-7150-4506 E-Mail nagareku01@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 質問者への回答 質問者に対しファクシミリ又は電子メールで個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和 5 年 3 月 5 日（火）までに県のホームページに掲載します。

8 提出書類

応募に当たっては、以下の書類（正本 1 部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 応募申込書（別記様式第 1 号）
- (2) 納付金提案書（別記様式第 2 号）

※ 設置予定事業者の決定に当たっては、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額として当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって令和 2 年度分の納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の 110 分の 100 に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地封筒（長型 3 号）に入れ、糊付けをして裏面の上中下 3 ヶ所に割印し、表面に、氏名（法人は、商号又は名称）、物件番号を記載してください。

- (3) 販売品目一覧表（別記様式第 3 号）
- (4) 誓約書（別記様式第 4 号）
- (5) 設置する自販機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）

- (6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人のみ）
- (7) 5（3）に係る許認可書等の写し
- (8) 千葉県税（千葉県県税条例施行規則第四十号様式（その2）の未納税額がない証明）、消費税及び地方消費税（納税証明書（その3）の未納税額がない証明）の各納税証明書
- (9) 印鑑証明書
 - ※ 納税証明書及び印鑑証明書は、提出日において発行日から3ヶ月以内の原本を提出してください。また、(6)及び(7)の書類については、応募者において、原本であることを証明してください。

9 応募申込書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県流山区画整理事務所管理移転課
〒270-0163 流山市南流山1-13
- (2) 提出期間 令和6年2月1日（木）から3月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前9時から午後5時までとします。
 - ※ 郵送の場合、簡易書留郵便により令和6年3月8日（金）の午後5時までに必着のこと。ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めません。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

11 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12 決定方法

提出された書類をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納付金額が、上記2で定める最低納付金額以上で、最高金額の申込者を設置予定事業者に決定します。最高金額となる提案納付金額での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじ引きにより決定します（電話で、くじ引きの実施日時を連絡します。）。

決定は、令和6年3月11日（月）の予定です。

13 設置予定事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、千葉県ホームページに事業者名及び提案金額を掲載します。

14 行政財産使用許可の手続き

- (1) 設置予定事業者に決定された場合は、令和5年3月19日（火）までに、流山区画整理事務所長あてに行政財産使用許可申請書を提出してください。
 - なお、使用許可の更新を認められた場合は、毎年度、手続きをしていただきます。
- (2) 添付書類
 - ① 設置場所の図面
 - ② 設置する自販機のカatalog（寸法、消費電力等が確認できるもの）
 - ③ その他必要書類

(3) 使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

15 契約の締結及び契約保証金

設置予定事業者に決定され、かつ、行政財産使用許可の相手方として適当と認められる場合は、設置事業者として県と自動販売機設置管理契約書(別記様式第6号)を締結していただきますので、内容をよくご確認の上、応募してください。

なお、行政財産使用許可の更新を認められた場合は、毎年度、契約手続きをしていただきます。

また、本契約に伴う契約保証金として、納付金の10%以上の金額を流山区画整理事務所長が発行する納入通知書で指定した期限までに県へ納入していただきます。

16 設置予定事業者の決定取消し

設置予定事業者に決定した者が次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消します。

この場合、提案納付金額が高額な順に他の応募者を繰り上げて設置予定事業者として決定することがあります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可手続きを行わなかったとき。
- (2) 応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他本件使用許可の相手方として不適当と認められるとき。

17 設置費用等

- (1) 自販機の設置、撤去及び移転等(子メーターの設置、撤去及び移転を含む。)に要する一切の費用については、設置事業者の負担で行っていただきます。
- (2) 自販機設置に係る電気料金については設置事業者の負担とし、流山区画整理事務所長が発行する納入通知書により、指定された期限までに納めていただきます。
- (3) 電気料金については、設置する子メーターから、以下の算定方式により算定します。

【電気料金】

使用許可 財産の月額 電気料金	=	子メーターに直結する 親メーターにより計算 される月額電気料金	×	当該子メーターの表示 する月間消費電力量 <hr/> 当該親メーターの表示 する月間消費電力量
-----------------------	---	---------------------------------------	---	--

18 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

19 販売品の条件

- (1) 販売品の種類
上記2の販売品目欄に記載のとおりとし、多品種、多品目により構成するよう努めること。
- (2) 販売価格
各品目の希望小売価格未満とし、設置事業者が設定すること。

20 維持管理

- (1) 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- (2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に

連絡先を明記すること。

21 原状回復

設置事業者は、行政財産の使用許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、県に返還すること。ただし、県が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

22 参 考

(1) 勤務者数 43人(令和6年1月1日現在)

(2) 売上実績 令和5年4月1日から令和5年12月31日まで

物件番号	設置場所	自販機 設置所属の 勤務者数	公募自販機の 販売品目	公募自販機の 売上数量	備 考
1	1階(道路側)	43人	清涼飲料水 (缶・瓶・ペットボトル)	1,519本	

問い合わせ先

千葉県流山区画整理事務所

管理移転課

担当者 坪田 健拓

TEL 04-7150-4505

FAX 04-7150-4506

E-Mail nagareku01@mz.pref.chiba.lg.jp